

保険課からのお知らせ

マイナンバーの記入が 必要となります！



平成29年1月1日以降、新たに被扶養者を認定する際は、申請対象者のマイナンバーが必要となります。

また、給付金等を請求する際の様式に、個人番号の記載欄がある場合にもマイナンバーの記入が必要となります。

申請等の際には「個人番号カード」または「通知カード」を確認いただき、記入間違いのないよう注意願います。